

次期男女共同参画せんだいプランの策定について

1 次期男女共同参画せんだいプランの策定趣旨及び位置づけ

(1) 策定趣旨

本市では、平成 10 年に「男女共同参画せんだいプラン」を策定の後、平成 16 年、21 年、23 年、28 年、令和 3 年とこれまで 5 回の策定を実施。新法策定や法改正に基づく市町村の基本計画、推進計画の策定が必要な場合、これまでの本市の男女共同参画推進に関連する取組内容と合致、重複することが多いため、基本計画、推進計画を包含する形で「男女共同参画せんだいプラン」の策定を行ってきた。

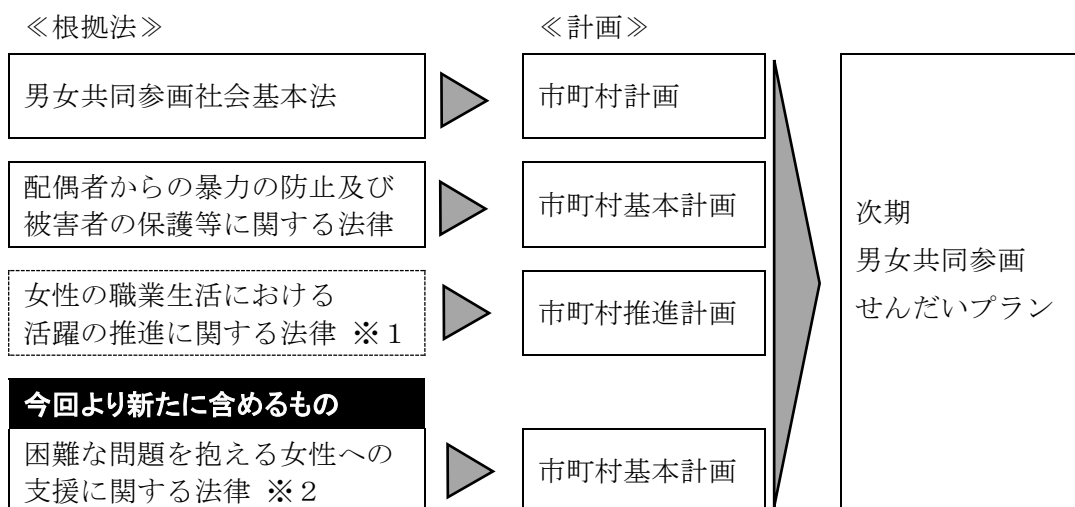
現行プランである「男女共同参画せんだいプラン 2021」が令和 7 年度をもって計画期間の満了を迎えることから、引き続き、本市の男女共同参画を推進するため、令和 8 年度を始期とする次期男女共同参画せんだいプランを策定する必要がある。

次期男女共同参画せんだいプランの策定にあたっては、内閣府にて計画策定が始まった第 6 次男女共同参画基本計画、仙台市基本計画、現在策定中の（仮称）仙台市ダイバーシティ推進指針の内容を考慮するとともに、関連する分野別の諸計画との整合性を図るものとする。

また、令和 6 年 4 月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、「市町村基本計画」の策定については、市町村の努力義務と定義づけられた。困難な問題を抱える女性への支援については、法施行以前から市民局にて複数事業を実施してきたことから、これまでの市町村の基本計画の策定と同様に次期男女共同参画せんだいプランにおいて包含する形としたい。

(2) 位置づけ

- ① 「仙台市男女共同参画推進条例」に基づく「男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画」
- ② 関係法令に基づく市町村計画



- ※ 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律は平成 27 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 10 年間の時限立法であるが、現在、国において集中的に取り組むべき期間を 10 年間延長することを前提として、法令等の見直しに関する検討が行われている。
- ※ 2 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 6 年 4 月 1 日施行）の内容については、別添を参照

2 策定スケジュール

《令和6年度》

	審議会	市民意見等の聴取
8月		◇市民意見ワークショップ① ◇市民意識調査の実施
9月		
10月		
11月		◇市民意見ワークショップ②
12月		
1月	◆第4回 ・諮問	◇市民意見ワークショップ③
2月		
3月		

《令和7年度》

	審議会	市民意見等の聴取
4月		
5月	◆第1回 ・骨子案について ・市民意識調査の結果について	
6月		
7月	◆第2回 ・素案について ・現行プランの令和6年度実施状況の報告	
8月		
9月	●審議会委員改選	
10月	◆第3回 ・中間案について ・パブリックコメント、市民説明会の開催について	
11月		
12月		◇パブリックコメント ◇市民説明会
1月	◆第4回 ・パブリックコメント、市民説明会の結果報告 ・答申案の決定	
2月		
3月	答申	

3 次期男女共同参画せんだいプランの構成案について

(基本的に現プランの内容を基に見直しを行う)

全体構成 ※部分が修正・追記等を行うもの

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景 ※
- 2 プラン2021の振り返り ※
- 3 現状(意識調査や本市の他調査から) ※

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の位置づけ
 - (1) 法律上の位置づけ
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく市町村計画を加える ※
 - (2) 本市の各計画との関係
(仮称)仙台市ダイバーシティ推進指針との関係 ※
 - (3) SDGs との関連について
- 2 計画の期間
- 3 計画の基本理念

第3章 基本目標及び施策の方向 ⇒詳細は次葉を参照

- 1 計画の構成
- 2 計画の体系

第4章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の評価

参考資料

- 1 用語解説
- 2 計画の策定過程
- 3 仙台市男女共同参画推進協議会委員名簿
- 4 関連条例、法律
 - (1) 仙台市男女共同参画社会推進条例
 - (2) 男女共同参画社会基本法
 - (3) 女性の事業生活における活躍の推進に関する法律 ※
 - (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 ※
 - (5) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 ※
- 5 男女共同参画に関する仙台市及び国内外の動き